

ブラジルにおける意匠の方式審査

Licks 特許法律事務所

カラペト・ホベルト

ブラジル弁護士



リオデジャネイロ州立大学法学部卒業（J.D.）。同大学在学中に早稲田大学国際教養学部へ留学。ブラジルの弁護士資格を取得後、知財を専門分野としてブラジルの法律事務所での実務経験を積む。現在は、早稲田大学法学研究科に在籍して日本の知財法を学びつつ、ブラジルの法制度についてのコンサルティング及び南米の知財法に関する講義も行っている。また、ブラジルの知財分野に関する情報を日本語で提供する『ブラジル知財』というウェブサイトを開発・運営している。

概要

ブラジルにおける意匠制度の特徴として無審査主義を挙げることができるが、実際には機能性および視認性、または、その他の点について、方式審査で審査される。本稿では、方式審査の内容および関連条項について説明する。

詳細

1. 意匠の要件

ブラジルにおいて意匠の登録要件と考えられるものは下記のとおりである。

- ・新規性：客観的または相対的に、出願より前に知られていなかったもの
- ・独創性：先行意匠、または既存のものに比べ、創作的な活動の結果として、独特な印象があるもの
- ・産業上利用可能性：意匠出願の対象となる物品または模様は、完全に不一致である点がない程度に、大量に複製することが可能であること
- ・外観性（視認性）：意匠権の保護は外観によって認識し得るものであること（外観として視認できない内部のものは原則として考慮されない）
- ・装飾性：機能的または技術的な要素を除いて、外観として認識し得る装飾的な特徴を有すること

新規性については、ブラジル産業財産法第 96 条に規定されている。基本的に、技術水準に属していないものは新規とみなされる。ブラジルは、絶対新規性（世界公知・公用）を採用している。ただし、法第 96 条(2)にあるように、ブラジル国内

の先願があった場合は、出願時に公開されていない意匠であっても技術水準の一部であるとする（すなわち、新規性は否定される）。

新規性喪失の例外として、法第 96 条(3)の規定によりグレースピリオドが認められる。

法第 96 条

意匠は、技術水準の一部でないときは、新規であるとみなされる。

(1) 技術水準は、出願日前にブラジルまたは外国において、本条(3)および第 99 条の規定を損なうことなく、使用その他の手段により公衆の利用に供された全てのものをもって構成される。

(2) 新規性を決定する目的のみに限っては、ブラジルで行われた特許出願または登録出願であって、未だ公開されていないものの内容全体も、それが事後的であれ公開されることを条件として、出願日または主張されている優先日以降の技術水準に含まれているとみなされる。

(3) 意匠は、出願日または主張する優先日前 180 日以内に開示され、その開示が第 12 条(I)から(III)までに記載した事情の下で行われた場合は、技術水準の一部であるとはみなされない。

法第 12 条(I)から(III)

(I) 発明者によるもの

(II) 国家産業財産権庁(Instituto Nacional da Propriedade Industrial (National Institute of Industrial Property)、以下「INPI」と略称する。)が、発明者から取得した情報に基づきまたは発明者が行った行為の結果として、発明者の同意を得ることなくなされた特許出願を公開したことによるもの

(III) 第三者によるものであって、発明者から直接もしくは間接に取得した情報に基づきまたは発明者が行った行為の結果として生じたもの

ブラジル国内外での公開行為から 180 日以内にブラジル産業財産庁に対して出願しなければ、グレースピリオドが適用されず、新規性喪失によって出願が拒絶される。

独創性については、同法第 97 条に規定されている。

法第 97 条

意匠が、先行する他の物品とは異なる視覚的形状をもたらす場合は、その意匠は独創的であるとみなす。

補項 公知の要素の結合であっても、独創的な視覚的成果と認められることがある。

独創性の要件は、保護を受けようとする意匠が、独特な外観を持たなければならないことを求めることである。既存の意匠に比べ、独特な印象を持たなければならない。この独自の印象は、創作的な活動から生じると考えられる。

独自の印象は、既存のものの組合せにより作ることが可能である。しかし、既存のものが他者の意匠登録に含まれている場合、他者の許可を得ていなければ、出願は拒絶される。

また、既存の物品に、十分に独創的な模様を施すことで独創性のある意匠が完成する場合がある。図 1 に示す例のように異なる分野の形状の組合せによって独創性のある意匠を作ることにも可能である。この例では、パブリックドメインに入っている 2 つの形状を組み合わせたことで、独創性のある意匠を完成することができる（ただし、本意匠出願は未登録）。



図1 ブラジル意匠出願番号: BR 30 2012 001571-5
車両形式のパッケージに適用される形状

産業上利用可能性が認められるために、完全に不一致である点がない程度に複製することが可能でなければならず、形状・模様に変更がないように大量に生産できなければならない。

また、法第98条に規定されるように、純粋に芸術品として創作されたものは意匠出願の対象にすることができない。

法第98条

純芸術作品は、意匠とはみなされない。

2. 審査

2.1 法第100条に規定される拒絶理由

ブラジルの意匠制度は無審査主義であるが、法第100条に規定される拒絶理由に該当するか否か、審査が行われる。

法第100条では、公序良俗に反するもの、ありふれた、一般に備える必然的な形、または技術的および機能的な要素によって構成されるものは登録を受けることができないとしている。

法第100条

次に掲げるものは、意匠としての登録を受けることができない。

(I) 道徳および善良の風俗に反するもの、または他人の名誉もしくは印象を害するもの、または良心、信条、信仰の自由を損い、尊敬および崇拝に値する思想および感情を損なうもの

(II) 対象物が通常または一般に備える必然的な形状、または技術的もしくは機能的配慮によって本質的に決定される形状

これは、ブラジルの意匠制度において絶対的な拒絶理由となり、これらの事項に該当した場合、出願は拒絶され、不服申立てがなければ拒絶査定で手続きが終了となる。

2.2 法第 106 条(4)に規定される拒絶理由（機能性の判断）

多くの意匠には、ある程度の技術的および装飾的な特性があるが、外観や視覚的側面よりも製品を機能させる必要性に起因する場合がある。このような状況では、意匠の装飾的な要素はあるものの、これらの特性が技術的または機能的な要素よりも優先されない場合、意匠の登録を受けることができない。

技術的または機能的な要素のみによって構成される意匠を含む出願は、新規性、独創性があっても、法第 106 条(4)に基づいて拒絶される。

法第 106 条(4)

第 100 条の規定が満たされていないときは、その登録出願は、拒絶される。

下記、図 2 および図 3 は技術的または機能的な要素によって構成される意匠の例であり、拒絶となった。

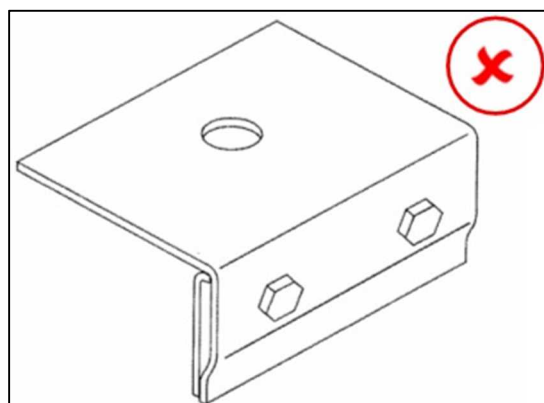


図2 ブラジル意匠出願番号: BR 30 2012 000714-3
荷物ラックを固定するためのサポートに利用される形状

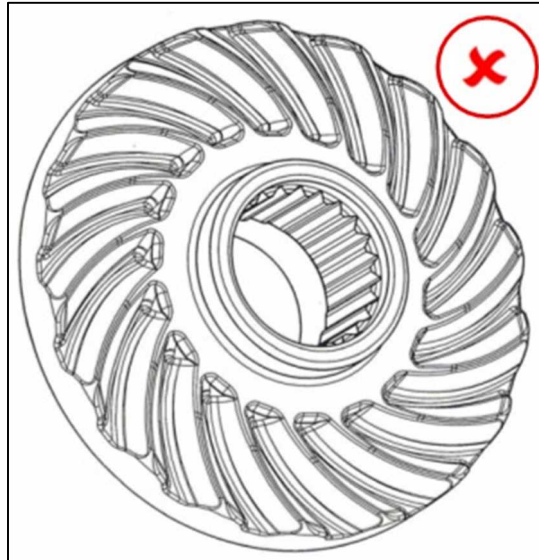


図3 ブラジル意匠出願番号: BR 30 2013 003609-0
フロントギアに利用される形状

法第 100 条の審査において問題があった場合、審査を通過するための補正により出願の範囲が拡張されたか否かを確認しなければならず、拡張されていた場合はオフィスアクションが発行される。

2.3 図に関する審査（法第 104 条、意匠規則 11.）

審査では、法第 104 条に基づき、1 つの出願に 2 つ以上の意匠が含まれる場合、それらの意匠は同じ同一の用途および同一の顕著な識別性を有しているか否かが確認される。

法第 104 条

意匠登録出願は、単一の対象に係わるものとしなければならないが、当該対象については、複数の変異を認めるものとする。ただし、それらが同一用途に係るものであり、かつ、同一の顕著な識別性を有していることを条件とし、各出願に含める変異の数は、20 を限度とする。

補項 図面は、対象物およびもしあればその変異を、当該分野の熟練者が複製することができるように、明瞭かつ十分に表示していなければならない。

また、審査の際に、意匠規則 11. に合致しているか、下記の事項が確認される。

- ・ 図の画質
- ・ 図および明細書による、登録を受けようとする意匠の明確性
- ・ 図の一貫性

意匠の保護の範囲は図によって決定される。したがって、出願における最も重要な要素は図である。保護は、図において実線で輪郭を描かれた形状に基づいて判断される。写真の場合、形状が明確かつ鮮明に表示される必要がある。図または写真は、カラー、白黒、またはグレースケールでの表示が可能である（規則 11.4.）。

三次元オブジェクトの出願では、図または写真は、意匠を明確かつ十分に表現する必要がある。不十分な場合は、法第 104 条に基づいて、オフィスアクションが発行される。明確性が認められるために、必要な視野（前、後、横、上、下）の図を提出する必要がある（規則 11.4.1.b））。図 4、5 に示す例は、これらの基準を満たしている。

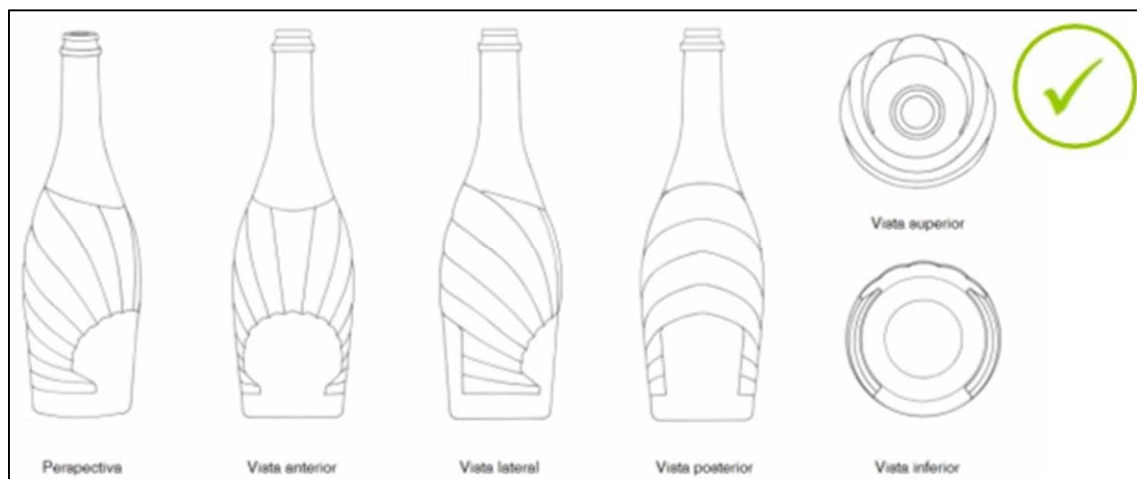


図 4 ブラジル意匠出願番号： BR 30 2014 002313-6
ボトルに利用される形状



図5 ブラジル意匠出願番号： BR 30 2014 001043-3
パッケージに利用される形状

点線によって描かれる範囲は意匠の対象から除かれる。その場合、意匠の対象から除かれる内容は、明細書に、文章によって明確に説明しなければならない。図の例を図6に示す。

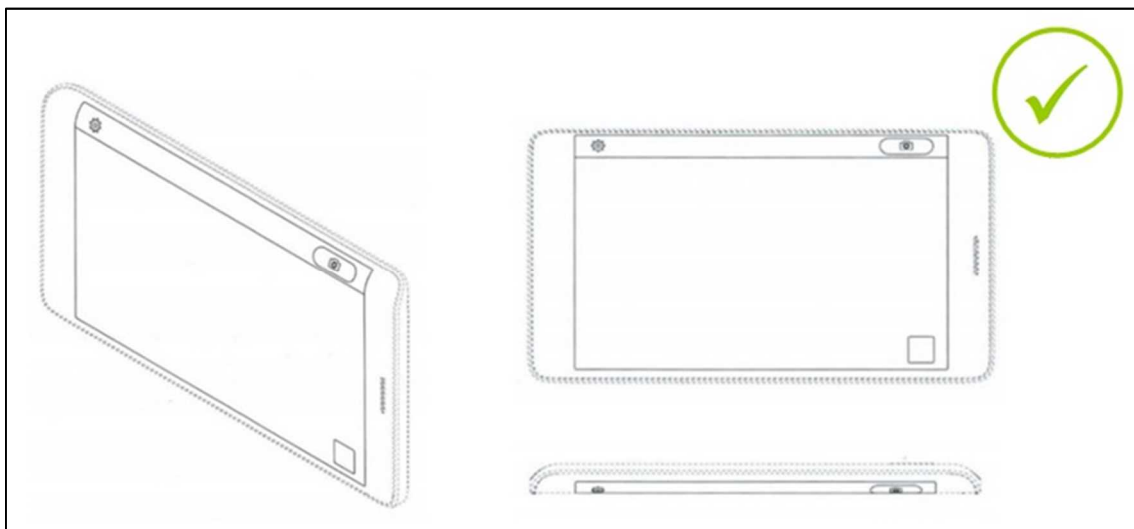


図6 ブラジル意匠出願番号： BR 30 2014 001043-3
グラフィックインターフェイスに適用される装飾的な形状

図によって完全に主張されていないものの部分を参照している場合、意匠は登録できない。この場合、意匠は製品に適用できる創作的なものを構成しないと判断される。図7のように、点線以外の部分、実線で描いているものは、もはや指輪ではなく、その意匠は指輪で利用される形状ではない。

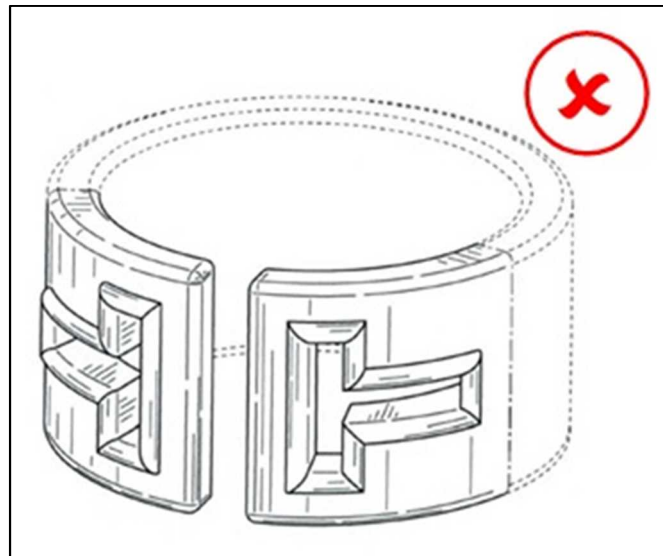


図7 ブラジル意匠出願番号： BR 30 2015 000250-6
指輪に利用される形状

図には商標やブランドの識別できるものがあってはならず、図8に示すものは拒絶される（規則11.5.2.2.）。

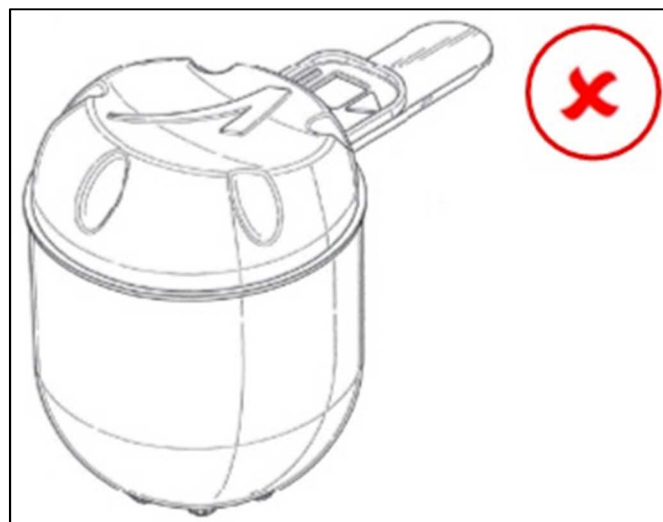


図8 ブラジル意匠出願番号： BR 30 2013 006115-9.
フィーダーに利用される形状

図9のようにボリュームを示すための線もあってはならず、オフィスアクションの対象となる。右側の図はオフィスアクションの後に修正されたものである。

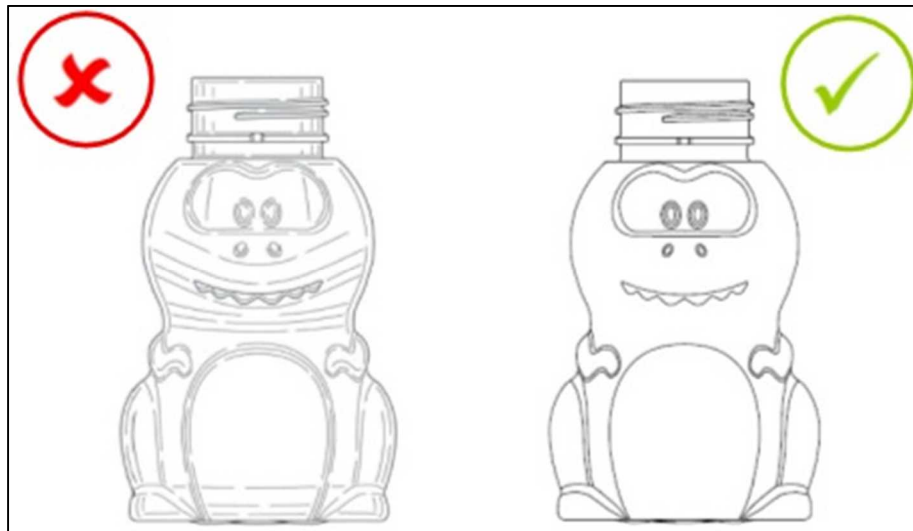


図9 ブラジル意匠出願番号： BR 30 2014 006043-0

恐竜の形をしたボトルに関する形状

2.4 視認性（法第95条）

法第95条で定義されるように、意匠には外形の視認性が求められる。

第95条

物品の装飾的造形体または製品に利用することができる線および色彩の装飾的配置であって、その外形に新規かつ独創的な視覚的成果をもたらし、工業生産のためのひな形にすることができるものは、意匠とみなされる。

ブラジルでは、外観を要件としており、物品の内部にあるものは意匠の対象とはならない。図10に示す例のように、左側の図ではオフィスアクションの対象となり、右側の図は登録可能である。



図 10 ブラジル意匠出願番号： BR 30 2012 005256-4
ボトルに関する形状

断面は、装飾的な部分を詳細に示すものでなければオフィスアクションの対象となる。図 11 に示すように、タイヤの断面には装飾的な部分についての詳細が見られないので拒絶される。

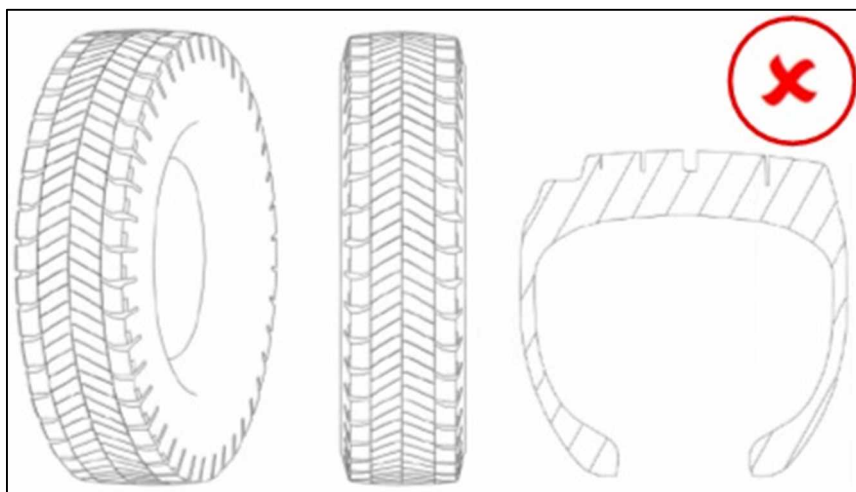


図 11 ブラジル意匠出願番号： BR 30 2013 003698-7
タイヤに関する形状

2.5 明細書記載事項、その他

審査の最後に、意匠の名称、対象物の利用分野、図や写真に付けられる参照番号の確認が行われる（規則 11.1.2.）。その後、必要であれば、追加のオフィスアクションが発行され、その必要がなければ登録査定となる。

追加のオフィスアクションがあった場合、応答は、明細書、クレーム、図または写真の修正となる。また、1 出願に複数の意匠がある場合、分割が求められる場合がある。法第 104 条によれば、意匠登録出願は、単一の対象に係るものとしなければならないが、当該対象については、同一用途に係るものであり、かつ、同一の顕著な識別性を有していることを条件に、20 個までの変異を認めている。これを超えた場合、分割の対象となる。

法第 101 条（登録出願に必要な書類）および第 104 条の規定が満たされない場合、出願人に対して要請がなされ、出願人は 60 日以内に応答しなければならない。応答がない場合、その出願は拒絶される。

【ソース】

- ・ブラジル産業財産法

<https://www.jpo.go.jp/system/laws/gaikoku/document/mokuji/brazil-sanzai.pdf>

- ・ブラジル意匠規則

<https://www.jpo.go.jp/system/laws/gaikoku/brazil/design/chap1.html#law4>

（編集協力：日本国際知的財産保護協会）